

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：杉野原の棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

杉野原の棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

当地域の活動は、「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に即し、「和歌山県棚田・段々畑地域振興計画」を勘案し、農産物の生産のみにとどまらず、文化的景観の保護、観光・都市農村交流による交流人口の増加など、棚田を核とした地域振興を図るために実施する。また、個別の活動目標を以下のとおり定める。

（1）棚田の保全

・棚田の保全

-令和6年度末まで杉野原の棚田における耕作放棄率19.3%の現状を維持する。

・担い手の確保

-令和6年度末までに杉野原の棚田の保全に取り組む人数の現状(33人)を維持する。その上で、地区内の活用できそうな空き家全戸を対象として、所有者の意向（賃貸・売買）や条件、改修必要規模等を調査する。

-農地・農業用機械・ハウス等の施設の貸し借り・転売、農業経営等の継承の意向について調査し、移住可能な物件を把握の上、情報発信することで地区外からの受け入れ体制を整える。

・高収益農業の実践

-特産品であるしみず米、グランドカバーについては、主たる出荷先である農協等とも連携し安定的な出荷量を確保し産地の信頼性を高めることで販売単価の維持を図る。

-耕作放棄地を活用した少花粉スギ苗の生産拡大により、耕作放棄地の解消と棚田の保全を図る。

-女性グループを中心に山菜を使った加工品開発を推進、6次産業化による所得の向上と雇用の確保を目指す。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の維持

-地域の特性を活かした棚田米とグランドカバー等の生産面積については、現状の約15.7haを維持する。

・自然環境の保全・活用

-棚田を囲んだ獣害柵（L=6.7km）について、年1回点検を行い、管理・補修に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに発生原因の特定と補修・強化

に取り組み、鳥獣被害面積の減少（現状被害面積 0.8 h a → 0.4 h a）を図る。

- ・良好な景観の形成
 - 中山間地域等直接支払制度を活用することで営農の推進を図り、棚田と農村集落の調和のとれた農村の原風景の保持に努める。
 - 耕作放棄地等の草刈りを行い、良好な景観の保全に努めるとともに、生産者が多く当地の強みとなっているグランドカバーや苗木の生産技術や経験を活かした、草刈りの省力化や景観保全への活用検討を進める。
- ・伝統文化の継承
 - 地域の農村文化の代表である国指定重要無形民俗文化財「御田舞」の伝統文化の保存と継承に努め、現在は一般公開を休止しているが、今後、再度一般公開可能となるよう地域の結束を高め、関心を示す都市住民や地域の高校生、学生ボランティア等も活用して人材を育成し、伝統技術の伝承を確実に図っていく。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 美しい四季の田園風景や山菜・特産林産物等の資源や当地ならではの伝統的な生活、地域の方々との交流、棚田等の農村景観などの地域の魅力を SNS を活用し情報発信することにより関係人口の拡大を図る。
 - 空き家の利活用の促進を通じ、住居先を確保し、移住・定住者が安心して生活できる環境を提供し、棚田の保全等を図る新たな担い手の確保を推進する。
 - 農泊とセットで楽しめる観光体験メニューを整備することで地域全体の交流人口の増加を図り、現在当地区で取り組む農泊について、宿泊者数を 3 組/年から 33%増加させる。
 - ファミリー層をターゲットにした陶芸体験について、体験者数を 60 人/年程度から 100 人/年に増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田の保全

- ・棚田の保全
 - 中山間地域等直接支払事業に加え多面的機能支払制度等も活用することで、集落ぐるみの保全活動により目標年まで地区内の棚田における耕作放棄率 19.3%の現状を維持する。
 - 草刈り等の棚田保全活動や田植え・稲刈りなどの農業体験的援農活動を SNS 等を活用して情報発信し、保全活動への新規参加者の確保を行う。
- ・担い手の確保

- 地区内の活用できそうな空き家全戸を対象として、所有者の意向（賃貸・売買）や条件、改修必要規模等を調査する。
- 農地・農業用機械・ハウス等の施設の貸し借り・転売、農業経営等の継承の意向について調査し、移住可能な物件を把握の上、情報発信することで地区外からの受け入れ体制を整える。
- 移住を考えている者や、わかやま田舎暮らしに興味を持っている者を対象として実施される、オーダーメイド型の現地案内や農泊を活用した移住体験に取り組む。

- ・高収益農業の実践

- しみず米・グランドカバーについては主たる出荷先である農協とも連携し、耕作放棄地への導入促進により生産量の増加に取り組む。農協が取り組む労働力確保対策を活用して、収穫時の労働力を確保し、生産量の維持を図る。また、市場からの需要に対して安定供給を行うことで産地の信頼性、他産地に対する競争力、付加価値を高めることで、安定的な販売単価の維持を図る。
- 一部の耕作放棄地で行われている苗木栽培については、全国的に少花粉スギへの植替えが進められているため、そのスギ苗の生産拡大を推進することで、耕作放棄地の解消と苗木生産分野の活性化を図っていく。
- 廃校を利用し積極的な活動を行っている女性グループ「ししがせ娘」グループの活動を集落ぐるみで支援し、野菜や山菜、山椒の加工・販売を推進するなど6次産業化による所得の向上と雇用の確保を目指す。

- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の維持

- 地域の特性を活かして生産される棚田米等について、地域の歴史（農業遺産システム構成要素）や棚田保全活動の紹介による販路の拡大や高付加価値化により生産量を維持する。

- ・自然環境の保全・活用

- 地区を取り囲んだ鳥獣害柵の管理・補修に努めるるとともに、被害が発生した場合には、害獣の侵入経路の確認、防護柵の弱点を速やかに改善し、地域の獣害に対する耐性を高めるなどの、鳥獣害対策を引き続き推進していく。

- ・良好な景観の形成

- 国指定重要無形民俗文化財に指定されている「杉野原の御田舞」、その舞台となる雨錫寺阿弥陀堂(国指定重要文化財)は1514年雨錫寺僧侶の正賢上人により建立された。こうした、史跡名勝と併せ棚田と農村集落の調和のとれた農村の原風景の保持に地域一丸となって取り組み、地域住民や来訪者に対して良好な景観を提供していく。
- 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの共同活動やわかやま縁農を活用したボランティアの協力を得て良好な景観の保全に努める。
- 生産者が多く当地の特産であるグランドカバーの植栽を増やすことで、除草作業の省力化や景観保全の活用を検討し導入を進めていく。

- ・伝統文化の継承

-地域の農村文化の代表である「御田舞」は、稲作の生産過程を模倣的に演じることによって、その年の豊穡を祈願するものである。起源は室町時代に遡ると考えられおり、田起こし、収穫、粃摺りまでの 20 数通りの稲作の全生産工程を歌と舞で演じる全国的にも貴重なものである。御田舞に先立ち行われる裸踊りは燃え盛る大火鉢を中心に円陣を組み、太鼓を打ち、歌いながら揉み合って回る勇壮なものであるため、その伝統文化の保存と継承に努める。現在は一般公開を休止しているが、再度一般公開可能となるよう地域の結束を高め、有田川町等関係機関のホームページを活用しての開催告知や SNS を活用した「舞の画像」の情報発信により、都市住民や地元高校生、学生ボランティアの参加を促すとともに、希望者に対し、舞の指導や舞への参加をさせることで後継者を育成し、地域らしさを表現できる伝統技術の伝承を確実に図っていく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-美しい四季の田園風景や山菜・特用林産物等の資源など SNS を活用した魅力発信と田舎暮らしの魅力発信により関係人口の拡大を図る。

-新型コロナウイルスの影響で、田舎暮らしや農泊に対する相談が急増してきていることから SNS を活用した地域情報の発信を強化する。SNS では、当地ならではの伝統的な生活や、地域の方々との交流、棚田等の農村景観を PR し、また、チラシの配付等により宿泊者数の増加を目指す。さらに、ファミリー層をターゲットにした陶芸体験については、農泊とセットで楽しめるよう観光体験メニューを整備し、地域全体で交流人口が増加するよう取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の杉野原の棚田地域振興協議会の参加者である。また、賛同される新規参加者及び団体・組織は、いつでも同協議会に参画することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

杉野原の棚田地域振興協議会は、有田川町、地元自治会(区)、農業者団体、農業者、地域住民、取り組みに賛同する個人や団体・組織、及び和歌山県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項